

平成20年5月 2 2 日

各議会担当者 各位

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番地41 リブビル 6階  
全国市民オンブズマン連絡会議 事務局長 弁護士 新海聡  
Tel.052-953-8052 FAX052-953-8050

## 議会改革に関するお問い合わせ

(送信枚数 5枚 本紙を含む)

前略

全国市民オンブズマン連絡会議では、今年8月30日、31日の両日、千葉市で開催する市民オンブズマンの全国大会で議会改革を取り上げる予定です。

当日は都道府県、政令市、中核市の議会を対象に実施したアンケート結果などをもとに、議会の現状と今後の課題の議論を展開したいと考えているところですが、その資料として、各議会に本お問い合わせをする次第です。

別紙アンケートをお読み頂き、6月13日までに全国事務局宛メール ([info@ombudsman.jp](mailto:info@ombudsman.jp))か FAX(052-953-8050)にてご返送下さい。

ご多忙中恐縮ですが、よろしくお願い致します。

## 質問ならびに回答用紙

議会名 ( )  
担当者の所属・お名前( )  
当連絡会議からのお問い合わせ先お電話番号 ( )

回答日時 平成20年 月( )日

回答日時の運用を前提として、所定の箇所に○を付して(記述式の場合には具体的に記述のうえ)お答え下さい。

- 1, 貴自治体の平成20年4月1日現在の人口 \_\_\_\_\_ 千人
- 2, 貴議会の議員定数(平成20年4月1日現在)法定\_\_\_\_名 実定数\_\_\_\_名
- 3, 議会(議員)にかかる経費について
  - (1) 平成20年度の1年あたりの1人分の政務調査費交付額(具体的にご記入下さい。)  
\_\_\_\_\_円
    - a) 支給対象は、会派、議員個人、その他( )
    - b) 領収書の添付は、義務付けている、 いない
  - (2) 平成20年度予算の1年あたりの1人分の(歳費額)報酬総額(具体的にご記入下さい。)  
\_\_\_\_\_円
  - (3) 平成19年度の貴議会の費用弁償の総支出決算額(具体的にご記入下さい)  
\_\_\_\_\_円
  - (4) 平成20年度予算の議員の登庁1回当たりの費用弁償の金額(a～cを選択のうえ、aについては具体的金額を、bについてはi) ,ii)を選択のうえお答え下さい。)
    - a) 定額制をとっている → 一律 \_\_\_\_\_ 円
    - b) 定額制をとっていない場合(i, ii)を選択の上お答え下さい。)
      - i) 実費を給付している
      - ii) 基準額を基礎として、実際の給付額を決定している  
→ 基準額 \_\_\_\_\_ 円
    - c) 登庁1回あたりの費用弁償は給付していない。

#### 4, 議員活動の活性化に関する制度について

##### (1) 委員会での質問の時間制限

- i) 委員会の諸規定で、質問時間制限を明文化していますか  
(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) 定めている

時間制限には、回答時間を含む、 含まない  
(○をつけてください)

b) 定めていない

ii) 実際の委員会運営において質問時間制限をもうけていますか。

(慣行上の取扱も考慮のうえ、a, bどちらかを選択して下さい。aについては具体的に割り振り方についてお答え下さい。)

a) 会派ごとの委員数によって質問時間を割り振っている  
→どのように割り振っているか具体的にお答え下さい。

b) 時間制限なく質問できる

(2) 本会議、委員会での質問・質疑の際に、質問した議員に対し、首長(執行部)が質問できますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) 可

b) 不可

(3) 質問の事前通告制度がありますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) あり

b) なし

(4) 質問の事前調整(ヒアリング)の運用がありますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) あり

b) なし

(5) 文書での質問(質問趣意書)制度がありますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) あり

b) なし

(6) 議員間討議について

三重県議会基本条例(平 18.12.20 可決)15条は、「議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする 2 議員は、議員会における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする」と規定し、議員間で討議がなされることを議員に求めています。このような、「議員間討議」の実態について質問します。

i) 貴議会の現状はつぎのいずれに該当しますか(a-eから選択して下さい。)

a) 議員間討議は行われていない

b) 委員会で行われているが、休憩とし議事録はとめている

c) 委員会で行われており、議事録に残している

d) 本会議で行われているが、休憩とし議事録はとめている

e) 本会議で行われており、議事録に残している

ii) 議員間討議について、条例や規則、要綱、先例集などで明文化されていますか

すか(a, bどちらかを選択のうえ、aについては具体的にお書き下さい。)

a)されている

→具体的に

b)されていない

(7)委員会の議事録は

a)作成している、全発言作成である、

b)作成しているが、要約である

c)作成していない

## 5, 議会運営の民主度

(1)議運の構成員(会派所属議員数の要件)

i) \_\_\_\_\_人以上

ii)委員外委員の発言について(a-cから選択して下さい。)

a)発言ができる

b)発言ができない

c)委員外委員の臨席はない

(2)定例会毎の一般質問者数の制限(a-cから選択下さい。cを選択された場合については具体的にご記入下さい。)について。

a)希望すれば制限なくできる

b)「一般質問の年間の会派別質問者数については、年間の総質問者数から会派按分率により会派別質問者数を算出し、これを基準に調整を行い、人数を定める」といったルールに基づいて定例会毎に割振る

c)制限があり、上記a、bのいずれでもない→具体的に

(3)実際の議長・副議長の在任期間の実績(過去 10 年間の平均在任期間)→年(年数をご記入下さい)。

(4)議会選出監査委員の実際の在任期間の実績(過去 10 年間の平均在任期間)→年(年数をご記入下さい)。

## 6, 議員(議会)活動の成果数

(1)議員による条例提案の数(平成15-19年度分でお答え下さい。)

・議会、議員自身に関する議案 新規議案 \_\_\_\_\_本 改正議案 \_\_\_\_\_本

・上記以外の議案 新規議案 \_\_\_\_\_本 改正議案 \_\_\_\_\_本

(2)視察の報告書が公開されているか

i)委員会視察の報告書について(a-cから選択してください。cを選択された場合には、具体的にご記入下さい。

a)情報公開請求すると閲覧できる。

b)情報公開請求しても閲覧できない

c)情報公開請求しなくても( )において閲覧できる。

ii)会派視察等、委員会視察以外の視察の報告書について(a-cから選択してください。cを選択された場合には、具体的にご記入下さい。

a) 情報公開請求すると閲覧できる。

b) 情報公開請求しても閲覧できない

c) 情報公開請求しなくても( )において閲覧できる。

(3) 各議案に対する各会派・議員の賛否が公表されているか

a) 公表している (公表方法 )

b) 公表していない

## 7, 住民参加

(1) 陳情・請願の委員会への付託(平成15-19年度分についてお答え下さい)

陳情 全 件中 件、 請願 全 件中 件

(2) 陳情・請願に対する参考人制度・公聴会制度の実施の有無(a, bどちらかを選択して下さい。)(平成15-19年度分についてお答え下さい)

a) あり 実施件数は 参考人制度 件・公聴会制度 件

b) なし

(3) 全員協議会の傍聴の可否(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) 可

b) 不可

8, 「当議会が他より優れているところ」自己評価 貴議会のセールスポイント(努力している点)を自由にお書き下さい。

\* ご協力ありがとうございました。6月13日までに全国事務局宛メール([info@ombudsman.jp](mailto:info@ombudsman.jp))か FAX(052-953-8050)にてご返送下さい。また、お問い合わせ先についても同様に全国事務局宛にお願い致します。